

収入保険に係る税務・会計の取扱いについて

	項目		税務・会計の取扱いについて
保 険 方 式	保険料及び事務費		<p>○保険料及び事務費は、保険期間の必要経費（個人）、又は損金（法人）に計上する。</p> <p>○会計上は損益計算書の経費欄に「収入保険保険料・事務費」と記載する。</p>
	保険金		<p>○「収入保険補てん収入」として保険期間の雑収入に計上する。</p> <p>○農業者が計算する保険金等の見積額は、個人の場合は損益計算書の収入金額欄の雑収入、法人の場合は損益計算書の特別利益に計上するとともに、貸借対照表の資産の部の未収金に計上する。</p> <p>○当該見積額と実際に支払われた保険金等の額との間に差額が生じた場合、その差額が少額であるときは、保険期間の翌年又は翌事業年度分の所得の計算上、当該差額を減算又は加算して調整することができる。</p> <p>○実際の保険金等の額が見積額より少なかった場合、その差額について、損益計算書の経費欄に「前年分の収入保険の保険金等の差額」として計上する。</p> <p>○実際の保険金等の額が見積額より多かった場合、その差額について、収入金額欄の雑収入に「前年分の収入保険の保険金等の差額」として計上する。</p>
積 立 方 式	積立金		<p>○預け金として取り扱われ、課税関係は生じない（個人・法人）。</p> <p>○会計上は、貸借対照表の資産の部に「収入保険積立金」として計上。</p>
	特約 補てん金	農業者の積立分	<p>○預け金として取り扱われ、課税関係は生じない（個人・法人）。</p> <p>○会計上は、特約補てん金のうち農業者積立分は、貸借対照表の資産の部に「普通預金」等として計上。</p>
		国庫補助相当分	○保険金と同じ扱い。